1　少額短期保険持株会社の現況に関する事項

［(1)～(7)　略］

(8)　重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

［表略］

ロ　子会社等の状況

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

3　当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

［(9)・(10)　略］

2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1)　会社役員の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（２、７及び8を除く。）。

［２～７　略］

［削る。］

8　［略］

(2)　会社役員に対する報酬等

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の５第２号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の５第３号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条

1　少額短期保険持株会社の現況に関する事項

［(1)～(7)　同左］

(8)　重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

［同左］

ロ　子会社等の状況

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［加える。］

［(9)・(10)　同左］

2　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1)　会社役員の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（２、７及び9を除く。）。

［２～７　同左］

8　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第２条第６号に規定する大会社をいう。）に限る。）であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9　［同左］

(2)　会社役員に対する報酬等

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号に規定する報酬等についても記載すること。